

## 「学会登録医療機関」募集について

一般社団法人日本睡眠学会認定委員会は平成 27 年度(2015 年)度より、新たに学会登録医療機関制度を開始し、申請を募集いたします。

### 【学会登録医療機関申請について】

1. 下記の登録医療機関の条件を満たした施設について書類審査を行う。
  - (1) 常勤の日本睡眠学会認定医または歯科医が在籍していること
  - (2) フル PSG 検査が実施されていること(実施件数は不問とする)
  - (3) 睡眠ポリグラフ検査のための設備とその施設の安全管理マニュアルを有すること。
2. 学会認定の検査技師がいることが望ましい。
3. 申請書類は学会認定医療機関と同様の【様式1】、【様式2】、【様式8の1、8の2、 8の3】とする。また、合格後は毎年登録継続のための定期報告を提出することとする。
4. 申請料は3万円、交付料2万円とする。

### 【学会登録医療機関についての規定】

**第 6 条の1** 睡眠医療を行う学会登録医療機関(名称:日本睡眠学会の睡眠医療登録医療機関、略称:学会登録医療機関)の条件

現在、睡眠呼吸障害のみの医療を行っている医療機関(病院の診療部門、診療所、クリニックなど)がかなり多くなってきている現状を踏まえ、一定の条件を満たした睡眠医療を行う学会登録医療機関を新たに新設する。1) 常勤の睡眠学会認定医または認定歯科医が在籍している。2) 睡眠ポリグラフ検査を行える。3) 睡眠ポリグラフ検査のための設備とその施設の安全管理マニュアルを有する。以上 3 点を条件とする。学会認定医療機関・認定委員会は、書類審査の結果に基づき学会登録医療機関として認定する。

学会登録医療機関は、他の専門的医療機関との連携を緊密に保ち、患者の医療についての相談・紹介をすることにより、各認定登録医療機関での対応困難な睡眠障害の患者が十分な医療を受けられるように努めることが求められる。

なお、一つの医療機関(病院)に属している複数の診療部門は、特殊な条件がない限りは、別個に学会登録医療機関としての申請をすることを避け、相互に密接な連携をとり、一つの学会登録医療機関としての申請を行い、その認定を受けた後にも一つの学会登録医療機関として睡眠障害の医療にあたるのが望ましい。

## 第6条の2 睡眠障害あるいは睡眠呼吸障害の医療を行う学会登録医療機関の条件

- 1) 睡眠障害あるいは睡眠呼吸障害の医療を行う学会登録医療機関とは、それらの医療を行う診療所であり、それらの医療に関係する学会認定医(常勤)あるいは学会認定歯科医(常勤)、および、その他の必要とする職員(臨床検査技師、看護師など)によって運営されること。学会認定検査技師がいることが望ましい。
- 2) 睡眠ポリグラフ検査のための設備とその施設の安全管理マニュアルを有すること。
- 3) 睡眠ポリグラフ検査は、学会認定医、学会認定歯科医または学会認定検査技師が行うこと、あるいは、その指導のもとで、医師、歯科医師、臨床検査技師、看護師等の有資格者が行うこと。
- 4) 学会認定医療機関・認定委員会は、その学会登録を受けることを申請した医療機関が上記の諸条件を備えているか否かを審査し認定する。

## 第6条の3 学会登録医療機関の申請の手続き、認定の有効期間、認定の取り消し

- 1) 学会登録医療機関としての認定を受けることを申請する時には、次の書類を提出する:学会登録医療機関の申請書。その医療機関で睡眠医療に従事する医師、歯科医師、臨床検査技師および看護師の資格認定証(免許証)のコピー。学会認定医、学会認定歯科医および学会認定検査技師の学会認定証のコピー。睡眠ポリグラフ検査のための検査室の広さを示す略図。睡眠ポリグラフ検査に用いる機器の種類と数。睡眠障害の医療のために利用できる病床の有無と数。ただし、睡眠障害あるいは睡眠呼吸障害の医療を行う病院の診療部門(診療科、センター)あるいは診療所(クリニックなど)が学会登録医療機関としての認定を求める申請書には、第6条の2に規定されている条件を満たしていることを認める当該病院の病院長あるいは診療所(クリニックなど)の開設者が交付した確認証を添付すること。
- 2) 学会登録医療機関としての認定された後は原則的には更新は行わない。ただし、学会登録医療機関は、毎年1月31日までに、学会認定にかかわる諸条件を満たしていることにつき、睡眠医療・認定委員会(学会認定医療機関・認定委員会)に報告しなければ、その医療機関の学会登録は取り消される。
- 3) 学会登録医療機関は、その登録にかかわる条件に変更(学会認定医、学会認定歯科医および学会認定検査技師の移動など)が生じた場合には、そのことを直ちに、睡眠医療・認定委員会(学会認定医療機関・認定委員会)に報告すること。
- 4) 学会登録医療機関が第6条の2に規定されている学会認定の条件を満たさなくなった時点をもって、その学会認定は取り消される。
- 5) 学会登録医療機関の申請料および学会登録医療機関証の交付料は附則にて定める。